

人身傷害補償保険金の支払による 請求権代位の範囲 —最判平成24年2月20日 (判例時報2145号103頁)とその後

弁護士 相井 寛子

1 はじめに

人身傷害補償保険金(以下、「人傷保険金」という。)の支払による請求権代位の範囲については、従来から、絶対説、比例説、差額説等見解の対立があった¹。本判決は、保険金の支払いが先行した事案において、訴訟基準差額説によることを明らかにし、左記論争に決着をつけたものである。

2 最判平成24年2月20日(判例時報2145号103頁)

(1) 事案の概要

亡Aは、平成17年5月1日午後6時40分頃、横断歩道の設けられていない道路を横断中に、前方注視を怠るなどして上記道路を進行してきた被告Y1が運転し、被告Y2が保有する普通乗用自動車に衝突され、脳挫傷、気管挫裂傷等の傷害を負い、入院治療を受けたが、同年11月26日、死亡した。亡Aが被った損害は合計7828万2219円、亡Aの過失割合は10%であり、原告らは、既払金917万0201円及び人傷保険金5824万6898円を受領している。亡Aの両親である原告らは、亡Aの被告らに対する損害賠償請求権を相続したとして、被告らに対し、損害賠償を求めた。

本件の争点は、①人傷保険金を支払った保険会社(以下、「人傷社」という。)は、被保険者の有する損害金元本に対する遅延損害金の支払請求権を代位取得するか、②被害者に過失がある事案において、人傷社が、被保険者の有する損害賠償請求権を代位取得できる範囲であるが、争点①については省略する²。

(2) 判旨

裁判所は、「訴外保険会社がいかなる範囲で保険金請求権者の上記請求権を代位取得するのかは、本件保険契約に適用される本件約款の定めるところによることとなる。」とした。

その上で、争点②については、「本件約款によれば、訴外保険会社は、交通事故等により被保険

者が死傷した場合においては、被保険者に過失があるときでも、その過失割合を考慮することなく算定される額の保険金を支払うものとされているのであって、上記保険金は、被害者が被る損害に対して支払われる傷害保険金として、被害者が被る実損をその過失の有無、割合にかかわらず填補する趣旨・目的の下で支払われるものと解される。上記保険金が支払われる趣旨・目的に照らすと、本件代位条項にいう『保険金請求権者の権利を害さない範囲』との文言は、保険金請求権者が、被保険者である被害者の過失の有無、割合にかかわらず、上記保険金の支払によって民法上認められるべき過失相殺前の損害額(以下『裁判基準損害額』という。)を確保することができるように解することが合理的である。そうすると、上記保険金を支払った訴外保険会社は、保険金請求権者に裁判基準損害額に相当する額が確保されるように、上記保険金の額と被害者の加害者に対する過失相殺後の損害賠償請求権の額との合計額が裁判基準損害額を上回る場合に限り、その上回る部分に相当する額の範囲で保険金請求権者の加害者に対する損害賠償請求権を代位取得すると解するのが相当である」とした。

(3) 宮川光治裁判官の補足意見(争点①についての補足意見は、注釈3参照)

裁判基準差額説を採用した法廷意見を支持できるとした上で、「本件約款の人身傷害条項は、賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額等がある場合は、保険金の額はそれらの合計額を差し引いた額とすると定めている。これを字義どおり解釈して適用すると、一般に人身傷害条項所定の基準は裁判基準を下回っているもので、先に保険金を受領した場合と比較すると不利となることがある。そうした事態は明らかに不合理であるので、上記定めを限定解釈し、差し引くことができる金額は裁判基準損害額を確保するという『保険金請求権者の権利を害さない範囲』のものとするべきであると考えられる」とした。

3 検討

(1) 上記最判平成24年2月20日(判例時報2145号103頁)(以下、「2月20日最判」という。)後、最判平成24年5月29日(裁判所時報1556号6頁)(以下、「5月29日最判」という。)が、同じく保険金の支払いが先行した事案について、訴訟基準差額説を採用す

ることを明らかにしている。上記2つの最高裁判決によって、保険金の支払いが先行した事案については、訴訟基準差額説が採用されることが明確になった。

- (2) ところで、従来、訴訟基準差額説については、約款上、支払われる保険金は、算定される人傷基準損害額から保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額等を差し引くこととされていることから⁴、加害者からの賠償が先行している事案では、約款の文言に反し、訴訟基準差額説を採用できないとされていた⁵。この点について述べたのが、前記宮川光治裁判官の補足意見である。また、5月29日最判においても、田原睦夫裁判官が、「当審として、人身傷害補償条項に基づき保険金を支払った保険会社が代位取得する損害賠償請求権の範囲は、裁判基準損害額を基準として算定すべきであると解した以上、保険金の支払と加害者からの損害賠償金の支払との先後によって被害者が受領することができる金額が異なるように、現行の保険約款についての見直しが速やかになされることを期待するものである」との補足意見を述べている。

この点について、正面から判断したのが、大阪高判平成24年6月7日(自動車保険ジャーナル1875号1頁)(以下、「平成24年大阪高判」という。)である。同裁判例は、被害者が、加害者に対する損害賠償請求訴訟を先行させ、人傷保険金の支払を求める訴訟の係属中に、左記損害賠償請求訴訟において和解が成立していた事案である。平成24年大阪高判は、保険金の支払いが先行した事案においては、「被保険者の権利を害さない範囲」という代位に関する約款規定の解釈の問題であるとし、訴訟基準差額説を採用するのが相当であるとしている。これに対し、加害者からの賠償が先行した事案については、保険金の決定に関する約款上の規定⁶の解釈の問題であるとした上で、「本件人身傷害補償特約第9条、第11条は、控訴人が被控訴人らに支払うべき人傷保険金の算定方法(略)について定めた規定であり、その文理は二義を許さないほど明確であって、保険代位という異なる場面について規定した『被保険者の権利を害さない範囲』(略)をもって、上記第9条、第11条の規定を歪めて解釈することなど、本件約款の解釈としては不可能である」などとして、加害者からの賠償が先行した事案については、訴訟基準差額説を採用し

ないと判示した。そして、保険金と加害者からの賠償のいずれが先行するかによって受領できる保険金の額が異なるという点については、「それは約款の改訂で行うのが筋であって(略)、約款の不十分さを理由に、保険契約の内容である約款の内容を文理とかけ離れて解釈することを正当化するものとははいえない」「当裁判所は、平成24年2月最高裁判決の宮川裁判官補足意見とは見解を異にするものである」とした。

これに対し、平成24年大阪高判の原審である京都地判平成23年6月3日(自動車保険ジャーナル1875号24頁)は、「訴訟基準により人身損害の全額を認定算出し、この金額から既払い賠償金額を控除し、その残額を保険金額及び人傷基準算出損害額の範囲内で支払うべき保険金額とする考え方が妥当であると解される。なお、その結果、被告が指摘するような個々の保険約款上の規定の文言との整合性が欠ける点は生じるものの、④(人傷保険が、消費者契約の典型であること)を考慮すると、個々の規定との整合性などのいわば技術的問題より①(人傷保険が、責任割合に関わらず実損害の補償を目的とすること)、②(速やかに保険金が支払われること)の趣旨を損なわないことを重視すべきであるから、規定との整合性は必ずしも重視する必要はない」(なお、括弧内は筆者が加筆した。)として、訴訟基準差額説を採用していた。

上記平成24年大阪高判と原審との判断の相違は、約款の解釈としてどこまでが許容されるかという点にあるが、本稿で記載したいずれの判例・裁判例においても触れられているように、加害者による賠償の受領と保険金の請求の先後によって、被保険者の受領出来る金額が異なるというのは問題があると言わざるを得ないのであるから、上記田原睦夫裁判官が指摘されているように、速やかに、約款が改正されることが望まれる。

なお、自動車保険ジャーナル1875号(2012年8月9日号)によると、上記大阪高判は、上告受理申立中であるとされているため、加害者からの賠償が先行する事案についての最高裁の判断が待たれる。

- 1 各説の整理は、財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部「民事交通事故訴訟 損害賠償額算定基準 下巻(講演録編)2007(平成19年)」131頁〔桃崎剛〕(財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部、第37版、2007)に詳しい。
- 2 裁判所は、争点①について、「本件約款によれば、上記保険金は、被害者が被る損害の元本を填補するものであり、損害の元本

に対する遅延損害金を填補するものではないと解される。そうであれば、上記保険金を支払った訴外保険会社は、その支払時に、上記保険金に相当する額の保険金請求権者の加害者に対する損害金元本の支払請求権を代位取得するものであって、損害金元本に対する遅延損害金の支払請求権を代位取得するものではないというべきである」とした。

- 3 本件約款の人身傷害条項は、自動車事故によって被保険者が死傷した場合に所定の基準により算定された損害の額に相当する保険金を支払うという傷害保険を定めるものである。同保険では、被保険者は迅速な損害填補を受けることができるのであるから、判決による遅延損害金をも填補している賠償責任条項とは異なって、損害金元本に対する遅延損害金を填補していない。保険代位の対象となる権利は、保険による損害填補の対象と対応する損害についての賠償請求権に限定されるのであるから（対応の原則）、原審が本件保険金について民法491条を準用し損害金元本に対する本件事故日から本件保険金支払日までの遅延損害金に充当するとしたことは、相当でない。
- 4 モデル自動車保険約款の人身傷害補償条項5条1項では、「1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、被保険者1名につき、次の算定式によって算出される額とします。ただし、1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、被保険者1名につき、保険証券記載の保険金額（以下この条において、「保険金額」といいます。）を限度とします。次条第1項から第3項の規定により決定された損害の額+第7条（費用）・第1項の費用-次の第1号から第6号の合計額=保険金
 (1)及び(2)、(4)乃至(6)省略
 (3)保険金請求権者が賠償義務者からすでに取得した損害賠償金の額」
- 5 財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部「民事交通事故訴訟 損害賠償額算定基準 下巻（講演録編）2007（平成19年）」131頁〔桃崎剛〕（財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部、第37版、2007）p165
- 6 平成24年大阪高判の事例では、以下の計算規定の解釈とされた。
 計算規定①：保険会社が支払うべき損害の額は、被保険者が傷害、後遺障害または死亡のいずれかに該当した場合に、その区分ごとに、それぞれ別紙「人身傷害補償特約損害額算定基準」に従い算出した金額の合計額とします。ただし、賠償義務者がある場合において、上記の額が自賠責保険等によって支払われる金額を下回る場合には、自賠責保険等によって支払われる金額とします。
 計算規定②：賠償義務者がある場合には、保険金請求権者は、前項の規定にかかわらず、保険会社の同意を得て、前項の区分ごとに本件人傷損害額算定基準に定める算定基準に従い算出した金額のうち、当該賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分を除いた金額のみを、保険会社が支払うべき損害の額として、保険会社に請求することができます。

参考文献

- 判例時報2145号103頁(2012年)
- 判例タイムズ1366号83頁(2012年)
- 金融・商事判例1391号29頁(2012年)
- 自動車保険ジャーナル1869号1頁(2012年)
- 自動車保険ジャーナル1874号1頁(2012年)
- 自動車保険ジャーナル1875号1頁(2012年)